

1. 従業員が新型コロナウイルス感染症に罹患したために休業した場合については、労働を予定していた日が事業主の都合で休業や廃止等になった場合でも、傷病手当金支給の対象となるか。その扱いについて見解を示す文書はあるか。

2. 後期高齢者医療制度での傷病手当金についても、国民健康保険と同様の扱いになるか。

3. 自治体によっては、「事業所が閉鎖していた場合は傷病手当金支給の対象外」としているが、小規模事業者で家族従業員に感染者が出れば店を閉めるというのは当然なので、実質傷病手当金の制度が使えないことになるのではないか。厚生労働省の見解はいかがか。

(答)

- 国民健康保険及び後期高齢者医療における傷病手当金は、保険者が条例で定めて行うことができる任意給付である。

そのため、傷病手当金支給の対象範囲については、各保険者にて定めることとなる。

- 今般、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に傷病手当金を支給した保険者に対し、財政支援を行うこととし、その基準をお示ししているが、お尋ねの「従業員が新型コロナウイルス感染症に罹患したために休業した場合については、労働を予定していた日が事業主の都合で

休業や廃止等になった場合」については特段定めていない。

- そのため、事業主の判断で事業所を閉鎖した場合について、各保険者が、「療養のため労務に服することができない期間のうち、就労を予定していた日」と判断して傷病手当金の支給を行った場合については、財政支援を行うこととしている。

（保険局国民健康保険課）

（保険局高齢者医療課）